

藤枝市高齢者等お出かけサポート事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、単身での外出が不安な認知症高齢者等が安心して外出を続けられ、家族等が安心して生活できる環境をつくるため、見守りサービスを利用する認知症高齢者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則(平成17年藤枝市規則第2号)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症高齢者等 市内に居住する、認知症等による認知機能低下を認める者であって、かつ、65歳以上の者又は介護保険法(平成9年法律第123号)第9条第2号に規定する第2号被保険者をいう。
- (2) 見守りサービス GPS端末(人工衛星を利用し、位置情報を定期的に発信する携帯型の端末。ただし、スマートフォン及び携帯電話を除く。)を利用し、家族等に認知症高齢者等の位置情報を提供するサービスをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 認知症高齢者等又はその家族
 - (2) 市長が特に必要と認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、藤枝市お出かけサポート位置情報サービス事業実施要綱(平成15年藤枝市告示第68号)の規定に基づくお出かけサポート位置情報サービスを過去に受けている場合は、補助金を交付しない。

(補助の対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、見守りサービスの利用に要する費用であって次の各号に掲げる経費とする。

- (1) GPS端末及びGPS端末の使用に必要な付属機器(以下「機器」という。)の導入費
- (2) 見守りサービスの利用の開始に要する費用

(補助額)

第5条 補助額は、補助対象経費の10分の10以内で上限1万円とし、補助額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(補助回数の制限)

第6条 この要綱により補助金の交付を受けることができる回数は、認知症高齢者等1人につき1回限りとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 見守りサービスの利用に係る金額の内訳が明記されているもの
- (2) 見守りサービスの概要がわかるパンフレット等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知し、遅滞なく補助金を交付するものとする。

(交付の条件)

第9条 交付の決定に際しては、次に掲げる事項を条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。ただし、交付決定額の20パーセント以内の軽微な変更についてはこの限りでない。
- (2) 事業を中止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。

(変更承認)

第10条 補助事業者は、補助事業の変更承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて変更承認申請書(第3号様式)を、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の見守りサービスの利用に係る金額の内訳が明記されているもの
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業の変更承認申請があった場合は、内容を審査し、変更の承認をするときは、変更承認書(第4号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の完了をしたときは、補助対象事業を完了した日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(第5

号様式) に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めるときは、補助金交付確定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(請求)

第13条 補助事業者は、前条の通知を受領した日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに請求書(第7号様式)を提出しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

第 1 号様式（第 7 条関係）

藤枝市高齢者等お出かけサポート事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

藤枝市長 宛

申請者 住所

氏名

※申請者が家族の場合

（利用者との続柄 ）

年度において、藤枝市高齢者等お出かけサポート事業を実施したいの
で、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請

利 用 者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名		電話番号	
	住所			
	日頃の生活や外出状況（具体的に）			
導 入 予 定 機 器	メーカー名			
	導入機器名			
	導入に要する金額	円		
申請金額		円		

第 2 号様式（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

申請者 様

藤枝市長



藤枝市高齢者等お出かけサポート事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった藤枝市高齢者等お出かけサポート事業費の補助金について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付の条件

藤枝市補助金等交付規則及び藤枝市高齢者等お出かけサポート事業費補助金交付要綱を遵守すること。

第3号様式（第10条関係）

高齢者等お出かけサポート事業の計画変更承認申請書

年 月 日

藤枝市長

宛

申請者 住所

氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた
高齢者等お出かけサポート事業の計画を次のとおり変更したいので、承認される
よう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更

変更の理由			
導入予定機器	メーカー名	(当初)	(変更後)
	導入機器名	(当初)	(変更後)
	導入に要する金額	(当初) 円	(変更後) 円
申請金額		(当初) 円	(変更後) 円
		(差引額)	円

第 4 号様式（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

申請者 様

藤枝市長



藤枝市高齢者等お出かけサポート事業費補助金交付変更承認書

年 月 日付けで変更承認申請のあった藤枝市高齢者等お出かけサポート事業費補助金の変更について、次のとおり承認します。

承認の内容

第 5 号様式（第 1 1 条関係）

藤枝市高齢者等お出かけサポート事業実績報告書

第 号
年 月 日

藤枝市長 宛

申請者 住所
氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた藤枝市高齢者等お出かけサポート事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

補助事業名	事業に要した経費	補助金額	備考
高齢者等お出かけサポート事業	円	円	
計			

第 6 号様式（第 1 2 条関係）

第 号
年 月 日

申請者 様

藤枝市長



藤枝市高齢者等お出かけサポート事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった藤枝市高齢者等お出かけサ
ポート事業費補助金について、次のとおり確定します。

交付確定金額 円

（交付決定金額 円）

第7号様式（第13条関係）

藤枝市高齢者等お出かけサポート事業費補助金請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた高齢者等お出かけサポート事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

藤枝市長 様

申請者住所

氏名

印

口座振替先金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義